

## ○災害時等における物資供給協力に関する協定書

大洲市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープえひめ（以下「乙」という。）は、大洲市の区域内に地震、風水害等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）の食料品及び生活必需品（以下「生活物資」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等に相互に協力して生活物資の安定供給を行うことにより、市民生活の早期安定を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時等において生活物資を必要とするときは、乙に対して乙の保有する生活物資の供給について、協力を要請することができる。

（協力実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有する生活物資の優先供給に積極的に協力するものとする。

（生活物資の範囲）

第4条 甲が乙に要請する生活物資は、乙が保有又は調達可能な生活物資とする。

（要請手続き等）

第5条 第2条の要請は、供給協力要請書（別記様式）によるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

2 要請については、甲乙それぞれの連絡責任者を定めて行うものとする。

（運搬及び引渡し）

第6条 生活物資の引渡し場所は甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な時は、甲の指定するものに行わせることができる。

（費用負担）

第7条 乙が生活物資の供給に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が物資の供給及び運搬終了後、乙の提出する納品書等に基づき、災害発生時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

（代金の支払）

第8条 甲が引き取った物資の代金は、乙からの請求の後、速やかに支払うものとする。

（報告）

第9条 甲は、乙が保有する生活物資の在庫品目及び数量等について、報告を求めることができる。

（支援体制の整備）

第10条 乙は、災害時等における円滑な協力を図るため、社内及び各店舗間との広域応援態勢並びに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、平成25年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1月前までに、甲乙いずれからも相手方に対し文書による終了の意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議の上定めるものとする。

本協定の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成24年7月12日

甲 愛媛県大洲市大洲690番地の1  
大洲市  
市長

乙 愛媛県松山市朝生田町3丁目1番12号  
生活協同組合コープえひめ  
理事長

